

入院時に「健康保険限度額適用認定証」をご提示ください

認定証を提示いただくと病院で支払う入院医療費は下記の自己負担限度額までとなり、入院費の負担が軽減されます。(入院日数等により限度額まで達しない場合もあります)

●【 70歳未満の方（1ヶ月あたり） 】

対象者	自己負担額(月額)	多数該当
標準報酬月額 83 万円以上	252,600 円 ～ 300,000 円程度	140,100 円
標準報酬月額 53 万～79 万円	167,400 円 ～ 200,000 円程度	93,000 円
標準報酬月額 28 万～50 万円	80,100 円 ～ 100,000 円程度	44,400 円
標準報酬月額 26 万円以下	57,600 円	44,400 円
低所得者（住民税非課税）	35,400 円	24,600 円

※多数該当 過去12ヶ月間に4回以上該当した場合、4回目以降の限度額

●【 70歳以上で低所得の方（1ヶ月あたり） 】（食事代の軽減もあります）

低所得者Ⅱ	24,600 円（住民税非課税等）
低所得者Ⅰ	15,000 円（年金額80万円以下等）

● 自己負担限度額の計算方法

- ・ 毎月1日から末日までの診療費を1ヶ月分として計算します
- ・ 入院診療分のみを計算します（外来診療分は別計算となります）
- ・ 入院時の食事代や差額ベッド代、オムツ代等の自己負担分は **対象外** となります

● 認定証は保険証を発行している機関（市町村等）へお問合せ下さい。

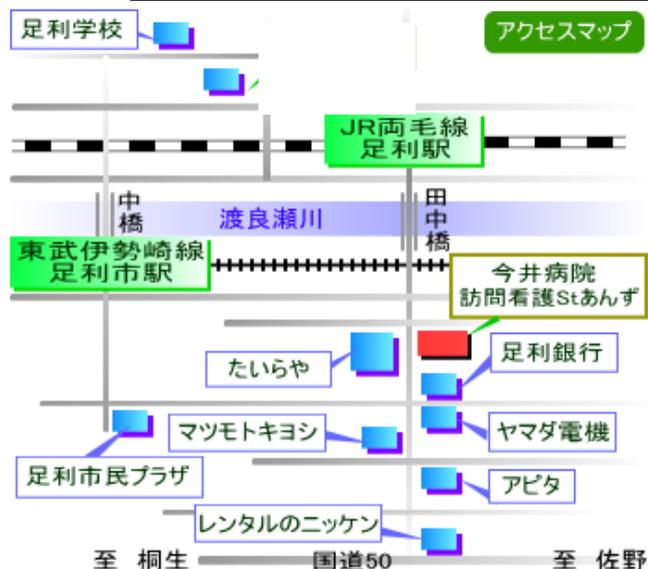
申請日より前の月にさかのぼりができませんので、入院後ただちに申請されることをお勧めいたします。(入院前でも申請は可能です)

● 認定証のご提示がない場合でも、各保険者へ高額療養費の申請を行いますと、数ヶ月後に自己負担限度額を超えて支払った費用（食事代は除く）は払い戻されます。

● 70歳以上で一般所得、現役並み所得の方は、**認定証の提示は必要ありません**。

病院で支払う1ヶ月あたり入院医療費は自動的に下記の取扱いとなります。

上位所得世帯	80,100 円 ～ 100,000 円程度
一般課税世帯	44,400 円



住所 〒326-0822 栃木県足利市田中町 100

電話 0284-71-0181(代表)

診療受付時間

月・火・木・金・土曜日	午前 8:30～午後 12:00
	午後 2:00～午後 5:00
水曜日	午前 8:30～午後 12:00

交通 東武伊勢崎線足利市駅より徒歩 10 分

JR両毛線足利駅よりタクシー5 分

駐車場 90 台分

休診日 日曜・水曜午後・祝祭日・12/31～1/3

入院のご案内



1. 入院が決まりましたら次の物をお持ち下さい。

(事前に入院予約をされている方は、1階外来受付までお越しください。)

- ・ 健康保険証、その他医療受給者証(特定疾患医療受給者証など)、印鑑、診察券
- ・ 洗面用具、湯呑み、スリッパ、寝衣、バスタオル、タオル等、現在服用中のお薬、お薬手帳

2. 一般病棟について

救急または急性の病状で入院された方、手術を行うために入院された方は、一般病棟に入院となります。この病棟は、早期の回復を目指し、病状が安定するまでの病棟です。

入院期間の目安は、**3週間程度**です。

3. 療養病棟について

一般病棟での入院が3週間程度経過又は急性期的治療が終了した段階で療養病棟へ移動していただきます。一般病棟に比べ料金が高くなることもあります。ご了承ください。

長期入院の受入れはしておりませんので、他病院や他施設へ転院を希望される方は地域連携室までご相談ください。

4. 入院中の規則

- ・ 同室の方との食べ物の交換、持ち込みはご遠慮下さい。(食事療法実施の方のためです)
- ・ 病室での湯茶の接待はご遠慮下さい。
- ・ 感染対策のため、寝具や生花の持ち込みは禁止しています。
- ・ 電気器具の持ち込みはご遠慮下さい。
- ・ 入院中は**禁酒・禁煙**です。(病院内は禁煙です)
- ・ 電話は、各病棟備え付けの公衆電話をご利用下さい。(医療機器が誤作動する危険性がありますので、携帯電話のご使用はお控え下さい。)
- ・ 入院患者様の自家用車の駐車はご遠慮下さい。
- ・ 病室に必要以上の金品の保管はしないで下さい。貴重品若しくは、それに準ずる物については、自己管理となります。紛失や破損に関しては、当院は責任を負いかねます。
- ・ 医師から処方された薬は、他の方に渡さないで下さい。
- ・ 外出、外泊される場合は医師の許可が必要です。許可申請をご提出ください。(外泊については原則として1泊2日までとなっております。)
- ・ 午後8時～午前6時は全ての出入り口の防犯装置が作動します(午後8時～午後10時は正面玄関のみ出入り可)。午後10時以降に患者様やご家族が病院の外に出られる場合、必ず看護師にお申し出下さい。無断で扉を開けると警報が作動します。ご注意ください。
- ・ 患者様の希望やリハビリ等の理由により、職員付き添いの下、病棟の外(病院敷地内)に出る事があります。外出を希望されない場合は事前にお申し出下さい。
- ・ 他医療機関へ受診(ご家族様が眼科等にお薬を取りに行く場合を含む)を希望される際は、必ず申し出て下さい。

5. 面会時間

午後2時 ～ 午後7時まで

- ・ 患者様の安静や診療を妨げないよう、できるだけ短時間でお願いいたします。
- ・ 小さなお子様を連れてのご面会は、院内感染防止の為、ご遠慮いただいております。
- ・ 発熱中、体調不良の方による面会は他の患者様への感染予防の観点からご遠慮下さい。
- ・ 患者様への電話のお取次ぎは致しません。(伝言のみとさせていただきます)
- ・ 食物の差し入れは治療に支障をきたす場合がありますので、医師の許可を得て下さい。

6. 医療相談について

病気になると、病気や入退院後の不安、生活上の問題、さらには家族関係の問題など、様々な問題が起きやすくなります。患者様やご家族の心配を軽減するために当院ではソーシャルワーカーがご相談に応じています。地域医療連携室に直接来室されるか病棟看護師にご連絡ください。なお、相談内容については秘密を厳守いたします。

なお、医療サービスの向上に努めておりますが、お気づきの点がございましたら看護師や病棟事務員へご意見を頂ければ幸いです。

7. 入院費用について

入院費用のお支払いは、毎月末に集計し、翌月の10日に請求書をご本人又は、ご家族にお配りします。事務室にて下記の時間内にお支払い下さい。なお退院時については退院当日に請求書をお渡しします。公費医療制度等ご利用の方は病棟事務員にお申し出下さい。

月・火・木・金・土曜日…午前 8:45～午後 5:00

水曜日…午前 8:45～12:00迄 (日曜・祝日はお休みです)

◇ お支払いについて

請求書に明細の記載はありませんが、お支払の際に領収書と明細書をお渡しします。明細書の発行を希望されない方は職員までお申し出下さい。

◇ お支払い期限

翌月(請求書をお配りした月)の月末までにお願います。

◇ 退院のお会計

退院当日、残りの入院費用の請求書を発行し、病棟の事務員が病室までお持ちします。

◇ 各種書類について

「入院証明書」などの書類記載を依頼される方は「事務室」までお越してください。

「入院証明書」は、退院後お預かり致します。お預かりした日から2週間程お時間がかかり、1通につき5,400円頂戴いたします。

◇ 領収書の保管について

発行致しました領収書は再発行できませんので大切に保管して下さい。

8. 退院について

担当医師より退院が許可されると、退院となります。退院日が決まり次第、ご本人またはご家族に連絡させていただきます。なお、退院時のお支払いは、退院当日とさせていただきます。

※日曜、祝日退院の方のみ(午前8:45～12:00迄)にお支払い下さい。

9. 訪問看護について

住み慣れたご自宅での療養を希望される方に、かかりつけの医師の指導のもとに、看護師等がご家庭を訪問し在宅での療養生活を支援しております。365日のサービス提供、及び契約されている方は緊急時には24時間対応をしております。

10. 施設のご利用について

【テレビ】 ご視聴の際は、イヤホンをお買い求めの上、ご利用下さい。

- テレビ・・・テレビの視聴を希望される方は、1日200円を入院費に加算させていただきます。
テレビカードは必要ありません。

- イヤホン・・・220円(税込) ⇒ 1階売店にて販売中

【コインランドリー】 洗濯は、中央棟2階にあるコインランドリーをご利用下さい。

- 洗濯機・・・1回200円、乾燥機・・・30分100円

11. 差額室ご利用について

差額室への入室を希望される方は、「差額室申込同意書」にご記入いただきます。下記の個室にご入院の際、1日につき、下記差額料金をいただいております。

部屋	部屋番号	税込金額	トイレ	バス	冷蔵庫	テレビ
東4F病棟	457・463・465	5,400円	○	○	○	無料
	455・456・458・460・461・462	4,320円	○		○	無料
	406・407	4,320円	○	○	○	無料
	408・410	3,240円	○			無料
	411	2,160円	○			無料
東3F病棟	353・355・360・361	5,400円	○	○	○	無料
	356・357・358・362・363	4,320円	○		○	無料
	311・312	3,240円	○			無料
	315・316・317	2,160円	○			無料
東2F病棟	211・212・215・216・217	3,240円	○		○	無料
南3・2F病棟	333・335 233・235	6,480円	○		○	無料

12. 施設基準

◇ 一般病棟施設基準(東3F病棟、東4F病棟)

- ・ 当病棟では1日に18人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
- ・ 午前8:30～午後5:30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・ 午後5:30～翌朝8:30まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は20人以内です。
- ・ 午前8:30～午後5:30まで、身支度や食事等、身の廻りのお世話をする職員が2名以上勤務しています。

◇ 療養病棟施設基準(東2F病棟、南2F病棟、南3F病棟)

- ・ 当病棟では1日に16人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び16人以上の介護職員が勤務しています。
- ・ 午前8:30～午後5:30まで、看護職員及び介護職員1人当たりの受け持ち数は、それぞれ13人以内です。
- ・ 午後5:30～翌朝8:30まで、看護職員及び介護職員1人当たりの受け持ち数は、それぞれ45人以内です。